

## 74回目の憲法記念日に寄せる会長談話

- 1 日本国憲法は、2021年（令和3年）5月3日、74回目の憲法記念日を迎えます。

当会は、毎年、この時期に会長談話を発表し、1947年（昭和22年）5月3日の施行後一度の改正も経ることのなかった日本国憲法の意義を考える必要性を訴えてきました。

それは、日本国憲法における国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義といった重要な基本原理が、国民の期待と信頼の下に基本的に堅持され、国家権力への歯止めとして機能してきたことを改めて確認し、これらをこれからも国民全体の力で維持発展させていく必要があると思うからです。

- 2 2020年（令和2年）、新型コロナウイルスの感染拡大は、日本国民すべての生存と生活を深刻な危険にさらし、世界的にも広範な影響を与え、いつ収束するかも見えない状況です。

この間、新型インフルエンザ等対策特別措置法やいわゆる感染症法などが改正され、これまで以上に政府や都道府県知事に権限を与え罰則規定も盛り込まれました。

新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、国民の協力が必要なことは言うまでもありません。しかし、そのために、国民一人ひとりの人権が過度に制限されることは許されることではありません。なし崩し的な人権侵害が発生・継続することのないように、様々な施策や法改正の内容や手続きについて慎重に検討する必要があります。この間の政府や都道府県知事、国会の対応がこれらの点につき十分に考慮されてきたか、きちんとした検証が必要であり、今後も注意深く見ていく必要があります。

- 3 昨年、日本国憲法の理念に照らし、看過できない問題がいくつか発生しました。

一つは、検察庁法改正やこれに関連する閣議決定などの動きです。

検察官は、公益の代表者として、強大な捜査権限及び公訴提起権を独占し、身分保障もなされていて、準司法官として厳正中立な立場で行動することが求められています。これに対し、昨年、検察官の定年延長につき違法な閣議決定による運用がなされ、さらには幹部検察官の人事に対し政治権力による恣意的な介入を可能とする制度を設けようとする改正法案が上程されました。幸い、改正法案は国会において廃案となりましたが、これらの動きは、日本国憲法の

基本原理である権力分立に基づく制度を脅かすものであり、法治国家の基本原則を根底から突き崩す危険を招くものでした。

もう一つは、日本学術会議会員の任命拒否の問題です。

日本学術会議は、政府から独立した立場で政策提言等を行う科学者の代表機関として位置づけられ、会員については、同会議が選考した候補者を内閣総理大臣に推薦し、内閣総理大臣はその推薦に基づいて会員を任命することと定められています。ところが、昨年、菅内閣総理大臣は、同会議が推薦した候補のうち6名を会員に任命せず、かつその任命拒否の具体的な理由も明らかにしませんでした。日本国憲法は、学問の自由を保障しています。それは、戦前の自由な学問研究が阻害された苦い経験に基づき、政府批判を含む自由な学問及びこれによる意見表明を保障することこそが憲法の基本理念を貫徹するために必須であるとしたからです。今回の任命拒否は、この憲法の趣旨理念に反するものであり、到底許されることではありません。加えて、この6名は、自らの研究成果に基づき政府に対する批判的な意見を表明した方々です。仮に批判的な意見を表明したことが任命拒否の理由であるとするれば、なおのこと学問の自由に照らし、許されるものでないことは明らかです。

- 4 他方、日本国憲法が、長期間、偏見や無理解にさらされてきた少数者への差別の是正に寄与することを示す判決がなされました。

2021年（令和3年）3月17日、札幌地方裁判所は、「同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府の裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ない。」として、初めて、同性婚に対する取扱いが憲法14条1項に違反するという判断をしました。

同判決は、「いかなる性的指向を有する者であっても、享有し得る法的利益に差異はないといわなければならない。」「同性愛者のカップルは、重要な法的利益である婚姻によって生じる法的効果を楽しむ利益の一部であってもこれを受け得ないとするのは、同性愛者の保護が、異性愛者と比してあまりにも欠けるといわざるを得ない。」としています。人は個人として等しく尊重されるべきこと、そして少数者保護、法の下での平等といった憲法の理念が、本件において正しく機能したと評価できるものです。

- 5 世界や日本を取り巻く状況が、戦後70余年を経て大きく変わったのだから、憲法改正をすべきだという意見があります。

しかし、日本国憲法が定めているのは人類普遍の原理であり、その価値は、

たとえ社会情勢、国際情勢が大きく変わろうと、決して減少するものではありません。それどころか、この価値は一層重要性を増してきているとも言えるものです。

先に述べた事柄をみると、今私たちに求められていることは、急いで憲法を改正することではなく、日本国憲法の理念や本質を深く知り、ともに考え、議論し、さらには社会におけるあらゆる人権侵害や不平等に対して、これを許さないという取組みを強めていくことだと思います。

そして、生きる権利や個人の尊重、両性の本質的平等などの基本的人権が十分に保障され、真の民主主義が確立され恒久平和が実現される社会を、着実に目指していく必要があります。

私たちは、改めて「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」（憲法97条）という規定が持つ重さを噛みしめたいと思います。そして、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」（憲法12条）という規定の意義を確認したいと思います。

当会は、この「国民の不断の努力」の一翼を担い、基本的人権の擁護と社会正義の実現のために全力を尽くす決意です。

2021（令和3年）年4月30日

長野県弁護士会

会 長 久保田 明 雄